

# 浜松市都市計画図等頒布事務処理要領

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市都市整備部都市計画課（以下「都市計画課」という。）が事務を所管する都市計画図等、旧市町村発行図並びに過年度発行図の頒布について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画図等 浜松市周辺図、浜松都市計画図、浜松市全域図、浜松市地形図、浜松市都市計画マスタープラン及び浜松市立地適正化計画のうち最新のものをいう。
- (2) 旧市町村発行図 平成17年7月の市町村合併以前の各市町村（浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村）が作成及び所有していた全域図、地形図その他の図面等で、平成17年7月の市町村合併以後都市計画課が所管するものをいう。
- (3) 過年度発行図 平成17年7月の市町村合併以後に浜松市が作成及び所管している浜松市全域図及び浜松市地形図のうち最新のもの以外をいう。
- (4) 頒布 都市計画課の所管に属する、市民が必要とする情報及び市民に知らせる必要があると認められる情報を市民に提供するために行う「販売」及び「写しの交付」をいう。
- (5) 区役所 中区、西区、北区、浜北区及び天竜区の各区役所まちづくり推進課をいう。

### (利用者の責務)

第3条 都市計画図等、旧市町村発行図又は過年度発行図（以下「頒布物」という。）の頒布を申し込みする者（以下「申込者」という。）は、この要領の趣旨及び社会の良識に従い、頒布によって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 販 売

(販売を行う頒布物の名称及び販売場所)

第4条 販売を行う頒布物(以下「販売図面等」という。)の名称及び販売場所は、別表第1のとおりとする。

- 2 販売図面等を浜松市の業務で使用するときは、所属長からの「地形図等の交付又は測量成果借用申請書(公用)」(第1号様式)により都市計画課長が無償での交付または貸し出しを行うことができる。

(販売図面等の価格)

第5条 販売図面等の価格は、別表第2のとおりとする。

(販売方法)

第6条 申込者は、申込書(第2号様式)に必要事項を記入する。ただし、申し込む規格が電子データの場合は、浜松市地形図データの交付申込書(様式第3号)を用いる。

- 2 都市計画課、北部都市整備事務所及び区役所は、前項の申込書及び第5条に規定する金額と引き換えに販売図面等を申込者に販売し、浜松市会計規則(昭和39年浜松市規則第7号)第47条に規定する領収書又は同規則47条の3に規定する金銭登録機による領収書を交付する。
- 3 申込者は、郵送による販売図面等の購入を都市計画課及び区役所に申し込むことができる。ただし、当該送付に要する費用は申込者の負担とする。

## 第3章 写しの交付

(写しを交付する図面等)

第7条 写しを交付する図面等は、次のとおりとする。

- (1) 旧市町村発行図及び過年度発行図のうち都市計画課長が認めるもの。
- (2) その他、情報公開制度に照らし、写しを交付して情報提供する必要があると都市計画課長が認めるもの。

(写しの交付場所)

第8条 前条の各号に掲げる図面等の写しを交付する場所は、都市計画課、北部都市整備事務所及び区役所とする。ただし、それぞれの交付場所にて保有するものに限る。

(費用負担)

第9条 申込者は、交付にあたって別表第3に定める額を負担する。

2 図面等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

(写しの交付方法)

第10条 第6条の規定は、写しの交付について準用する。この場合において、同条第2項中「第5条」とあるのは「第9条第1項」と、「販売図面等」とあるのは「図面等の写し」と、「販売」とあるのは「交付」と、同条第3項中「販売図面の購入」とあるのは「写しの交付」と、「都市計画課及び区役所」とあるのは「都市計画課、北部都市整備事務所及び区役所」と読み替えるものとする。

2 都市計画課、北部都市整備事務所及び区役所は、通信機器等を利用した送信による写しの交付は行わない。

#### 第4章 雑 則

(細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(浜松市都市計画図等頒布事務処理要領等の廃止)

2 次に掲げる要領(各総合事務所において、これに準ずるものを含む)は廃止する。

一 浜松市浜松総合事務所都市計画図等頒布事務処理要領

二 浜松市浜松総合事務所都市計画図面等写しの交付事務処理要領

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

名 称	縮尺	規格	面数	都市 計画課	北部都市 整備事務所	区役所
浜松都市計画図 ( 1 )	25000 分の 1	A 倍判 ( 880 × 1250mm )	1			
浜松都市計画図 ( 2 )	25000 分の 1	菊半裁判 ( 469 × 636mm )	1			
浜松市全域図	50000 分の 1	不定形	1			
浜松市地形図	10000 分の 1	A 0 判	50			
	2500 分の 1	A 0 判	324			
	10000 分の 1 2500 分の 1	A 3 判				
		電子データ ( DM, DXF, SHAPE, PDF )				
浜松市都市計画マスタープラン						
旧市町村発行図のうち都市計画課長が認めるもの						
過年度発行図のうち都市計画課長が認めるもの						
浜松市立地適正化計画及び概要版				○	○	

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

名称 ( 縮尺 )	規格	価格
浜松都市計画図 ( 1 )( 25000 分の 1 )	A 倍判・カラー	1,500 円
浜松都市計画図 ( 2 )( 25000 分の 1 )	菊半裁判・カラー	500 円
浜松市全域図 ( 50000 分の 1 )	不定形・白黒	500 円
浜松市地形図 ( 10000 分の 1 ・ 2500 分の 1 )	A 0 判・白黒	300 円
	A 3 判・白黒 電子データ ( 1 規格毎 )	50 円 4,300 円
浜松市都市計画マスタープラン	A 4 判・冊子	1,150 円
浜松市立地適正化計画	A 4 判・冊子	700 円
浜松市立地適正化計画 ( 概要版 )	A 4 判・冊子	150 円

備考 その他の価格は、別に都市計画課長が定めるものとする。

別表第3（第9条関係）

区 分	金 額
写しの交付に要する費用	乾式複写機（白黒、カラー）により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合 ・白黒は1面につき10円 ・カラーは1面につき50円 （両面複写した場合は、1枚につき20円又は100円）
	乾式複写機（白黒）により日本工業規格A0判までの用紙を用いて作成する場合 1面につき200円

年 月 日

## 地形図等の交付又は測量成果借用申請書(公用)

(あて先) 都市計画課長

申請課

所属長

担当者

TEL

印

(内線: )

下記の使用目的を果たすため、地形図等の交付又は測量成果の借用を申請します。

使用目的	
------	--

## 1 測量成果の借用

## (1) 測量成果の種類

印刷図

地図データ

## (2) 印刷図及び地図データの種類

地形図(1/2,500)	PDF	DM	DXF	SHAPE
地形図(1/10,000)	PDF	DM	DXF	SHAPE
全域図(1/50,000)	PDF			
都市計画図(1/25,000)	PDF			
都市計画図(1/2,500)	SHAPE			

## (3) 借用期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日(7日以内)

## 2 地図データの借用に関する確約事項

(1) 本成果品の借用にあたり、使用目的以外には一切使用しないこと

(2) 借用した地図データは完全に消去すること

(3) 借用した地図データにより作成した成果を庁外向け資料として利用する場合は、資料作成を主管する課において責任をもつこと

(4) 借用した地図データを事業者等へ貸し出す場合は、主管する課において責任をもつこと。

上記内容について責任をもつことを確約いたします。

返却確認





第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

### 浜松市地形図データの交付申込書

浜松市地形図データの交付を申し込みます。

なお、利用に当たっては、利用者の同意事項及び遵守事項に従います。

申込者	住所又は所在地		(担当者名)	
	氏名又は名称		電話番号 ( )	-

規格	DM ・ DXF ・ SHAPE ・ PDF (価格は1規格ごと)
利用目的	
利用方法 (加工方法)	

#### （利用者の同意事項）

- ・本データの利用によって、直接または間接に発生した損失、損害について、浜松市は一切の責任を負わない。
- ・本データは作成上の誤差を含んでいる。
- ・本データで表示している地形地物等は、土地の境界を示すものではない。

#### （利用者の遵守事項）

- ・上記の目的以外にデータを利用しないこと。
- ・浜松市の許諾なく第三者にデータを複製、提供しないこと。
- ・測量法により出典明示が必要な場合や承認条件がある場合は、それらを遵守すること。